

(別紙4)

公立病院改革プランの概要

団体名	新潟県 佐渡市							
プランの名称	佐渡市立病院改革プラン							
改定日	平成 23年		4月		1日			
対象期間	平成 21年度		～		平成 25年度			
病院の現状	病院名	佐渡市立両津病院						
	所在地	佐渡市浜田177-1						
	病床数	一般病床99床						
	診療科目	内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、耳鼻科、歯科、矯正歯科						
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	両津病院は佐渡東部地域唯一の病院として地域医療を担っている。へき地医療と救急医療の充実、地域保健や福祉への影響などを考えると、当面は経営改善に努めながら現状の一般病院としての運営を行わなければならないと考える。 地域医療教育に力を注ぎ、より多くの研修医を受け入れるとともに、充実した研修を提供し、地域医療及び地域医療研修の先進地を目指す。							
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	<ul style="list-style-type: none"> ●病院の建設改良に要する経費(繰出基準1/2、協議により上乘せ) ●病院事業債元利償還金(償還額相当分)(繰出基準2/3、基準外1/3) ●救急に要する経費(交付税措置分相当額) ●へき地医療確保対策事業(人件費のおよそ1/2) ●共済組合追加費用(支出額の2/3) ●研究研修に要する経費(支出額の1/2) ●基礎年金拠出金(相当額) ●児童手当(3歳未満の3/10、3歳以上小学校卒業前の10/10) ●子ども手当(全体の支給額から3歳未満の支給額のうち月額7,000円を控除した額) ●公立病院特別債の元利償還金(償還額相当分) ●公立病院改革プランの点検・評価・公表に要する経費(交付税措置分) ●不採算地区病院(第2種)に要する経費(交付税措置分) 							
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度見直し数値	備考	
		経常収支比率	89.2%	89.0%	98.3%	103.1%	107.0%	
		職員給与費比率(対医業収益)	54.4%	50.5%	48.0%	48.1%	47.5%	
		病床利用率	66.3%	57.3%	69.6%	76.4%	88.0%	
		患者1人1日当たり診療収入(入院)	21,252円	21,740円	23,618円	23,781円	23,776円	
		患者1人1日当たり診療収入(外来)	11,103円	11,631円	12,359円	12,342円	12,104円	
	上記目標数値設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●病床利用率の現状を踏まえ、平成21年度に許可病床数を削減する。(実施済) ●平成23年度からの経常黒字化を達成し、資金不足の解消に努める。 ●任意項目については、医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく指標を選択した。 <p>(経常黒字化の目標年度:23年度)</p>						

(別紙4)

公立病院改革プランの概要

団体名	新潟県 佐渡市							
プランの名称	佐渡市立病院改革プラン							
策定日	平成 21年		3月		6日			
対象期間	平成 21年度		～		平成 25年度			
病院の現状	病院名	佐渡市立両津病院						
	所在地	佐渡市浜田177-1						
	病床数	一般病床130床						
	診療科目	内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、耳鼻科、歯科、矯正歯科						
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	両津病院は佐渡東部地域唯一の病院として地域医療を担っている。へき地医療と救急医療の充実、地域保健や福祉への影響などを考えると、当面は経営改善に努めながら現状の一般病院としての運営を行わなければならないと考える。 地域医療教育に力を注ぎ、より多くの研修医を受け入れるとともに、充実した研修を提供し、地域医療及び地域医療研修の先進地を目指す。							
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	<ul style="list-style-type: none"> ●病院の建設改良に要する経費(定額) ●病院事業債元利償還金(償還額相当分)(附帯事業分を含む) ●救急に要する経費(特別交付税措置分相当額) ●へき地医療確保対策事業(人件費のおよそ1/2) ●共済組合追加費用(支出額の2/3)(附帯事業分を含む) ●研究研修に要する経費(支出額の1/2) ●基礎年金拠出金(相当額)(附帯事業分を含む) ●児童手当(3歳未満の3/10、3歳以上小学校卒業前の10/10)(附帯事業分を含む) 							
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
		経常収支比率	89.2%	90.6%	98.3%	98.0%	103.4%	
		職員給与費比率(対医業収益)	54.4%	52.0%	47.8%	48.3%	45.6%	
		病床利用率	66.3%	63.2%	96.0%	96.0%	96.0%	
		患者1人1日当たり診療収入(入院)	21,252円	21,036円	22,576円	24,258円	24,258円	
		患者1人1日当たり診療収入(外来)	11,103円	11,268円	11,268円	11,090円	11,090円	
	上記目標数値設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●病床利用率の現状を踏まえ、平成21年度に許可病床数を削減する。 ●平成23年度からの経常黒字化を達成し、資金不足の解消に努める。 ●任意項目については、医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく指標を選択した。 <p>(経常黒字化の目標年度:23年度)</p>						

		団体名 (病院名)		佐渡市 (佐渡市立両津病院)			
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度 見直し数値	備考
1日平均患者数(入院)		86.2人	74.5人	68.9人	75.6人	87.1人	
1日平均患者数(外来)		284.5人	269.6人	268.8人	269.6人	269.9人	
平均在院日数		25.2日	22.0日	17.8日	20.3日	17.0日	
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期 に係る計画	民間的经营手法の導入	●医事業務の外部委託を平成20年度～平成22年度にかけて実施する。 ●管理日当直業務の外部委託を平成20年度～平成22年度にかけて実施する。					
	事業規模・形態の見直し	●許可病床数を見直す。一般病床99床に見直す(H21年度実施済)。 医療スタッフ不足による恒常的な空き病床を解消し、現状に見合う効率的な経営規模に見直す。					
	経費削減・抑制対策	●診療科目を見直す。産婦人科は常勤医師が不在なため、出張診療による外来診療を行っているが、患者数も少なく大きな赤字部門である。女性の人間ドック等、最低限のサービスを維持するため、週2回の診療日を月2回に縮小して運営する。(H22年度実施済) ●医事業務及び管理日当直業務を外部委託する。人件費(医事業務6名、管理日当直4名)を削減を図る。(目標実施年度H20～22)(4,380万円経費削減) ●薬局体制を見直す。薬剤仕入れ見直しを実施し、材料費経費削減を図る。(H21年度実施済。2,360万円削減) ●経費を見直す。歯科技工料、診療材料費及び消耗品などの経費削減を図る。(H21年度実施済。520万円削減) ●巡回診療を見直す。赤字部門ではあるが、へき地拠点病院でもある自治体病院の使命として、無医地区への診療体制を確保するため、事業を継続する。(H23年度より)運転業務を委託するなど、経費節減に努める。					
	収入増加・確保対策	●許可病床数を見直す。一般病床99床に見直す(H21年度実施済)。許可病床数100床未満により、特定疾患療養管理料が増額する。全体で88%の病床利用率を目標とする(H21実績69.6%)。(H21年度実施済。8,936万円増収) ●看護基準を見直す。看護配置基準13:1を10:1に変更し、患者サービスの向上と医療収入の増額を図る。(H21年1月より実施済。7,570万円増収) ●産婦人科のスペースに、訪問リハビリテーション事業所を設置する計画を変更し、リハビリテーションⅢを算定することにより、入院患者へより質の高いサービスを提供する。(H22年8月より実施済)。(340万円増収見込) ●薬剤管理指導及び退院時服薬指導を実施する。患者サービスの向上と医療収入の増額を図る。(H21年度実施済。14万円増収) ●H22診療報酬改定に合わせて、外来再診料、外来迅速検体検査、マルチスライスCT撮影料などの項目をプランに追加 ●制度見直しによる第2種不採算地区病院の指定(81,180千円)及び救急病院に対する交付税の増額分(16,085千円)をプランに追加					
その他	●給与減額の実施について 佐渡市では、景気の低迷から平成20年度から2年間、職員給与の3%を減額し支給した。(年間1,300万円程度の削減) ●看護師の確保について 佐渡市では、将来本市内において、医療技術の業務に従事しようとする者に対し、技術者奨学金貸与制度を実施し、看護師確保に努めている。奨学金の額については、①入学金の5分の4、②授業料の5分の4、③月額5万円を支給する。						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	19年度	66.3%	20年度	57.3%	21年度	69.6%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	●病床利用率が70%に満たない状況が続いているため、実態に合わせて許可病床数を削減した。(H21年度実施済)(一般病床130床から一般病床99床へ)。 ●施設の増改築計画については、今のところ予定はない。					

		団体名 (病院名)		佐渡市 (佐渡市立両津病院)			
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
1日平均患者数(入院)		86.2人	83.6人	95.0人	95.0人	95.0人	
1日平均患者数(外来)		284.5人	277.6人	279.8人	279.8人	279.8人	
平均在院日数		25.2日	21.0日	21.0日	21.0日	21.0日	
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期 に係る計画	民間的经营手法の導入	●医事業務の外部委託を平成20年度～平成22年度にかけて実施する。 ●管理日当直業務の外部委託を平成20年度～平成22年度にかけて実施する。					
	事業規模・形態の見直し	●許可病床数を見直す。一般病床99床に見直す(現状130床)。医療スタッフ不足による恒常的な空き病床を解消し、現状に見合う効率的な経営規模に見直す。					
	経費削減・抑制対策	●診療科目を見直す。産婦人科は常勤医師が不在なため、出張診療による外来診療を行っているが、患者数も少なく大きな赤字部門であり休診にする。看護師不足の病棟に看護師を0.2人分を充当する。(目標実施年度H21。565万円経費削減) ●医事業務及び管理日当直業務を外部委託する。人件費(医事業務6名、管理日当直4名)を削減を図る。(目標実施年度H20～22)(4,380万円経費削減) ●薬局体制を見直す。薬剤仕入れ見直しを実施し、材料費経費削減を図る。(目標実施年度H21。764万円経費削減) ●経費を見直す。歯科技工料、診療材料費及び消耗品などの経費削減を図る。(目標実施年度H21。817万円経費削減) ●巡回診療を見直す。赤字部門である巡回診療を見直すことにより、人件費(事務職1名)を削減する。(目標実施年度H23。812万円経費削減)					
	収入増加・確保対策	●許可病床数を見直す。一般病床99床に見直す(現状130床)。許可病床数100床未満により、特定疾患療養管理料が増額する。全体で96%の病床利用率を目標とする(H19実績66.3%)。(目標実施年度H21。7,128万円増収) ●看護基準を見直す。看護配置基準13:1を10:1に変更し、患者サービスの向上と医療収入の増額を図る。(目標実施年度H21～22。7,864万円増収) ●産婦人科のスペースに、訪問リハビリテーション事業所を設置する。(目標実施年度H21。200万円増収) ●薬剤管理指導及び退院時服薬指導を実施する。患者サービスの向上と医療収入の増額を図る。(目標実施年度H21。1,109万円増収)					
その他	●給与減額の実施について 佐渡市では、景気の低迷から平成20年度から2年間、職員給与の3%を減額し支給している。 ●看護師の確保について 佐渡市では、将来本市内において、医療技術の業務に従事しようとする者に対し、技術者奨学金貸与制度を実施し、看護師確保に努めている。奨学金の額については、①入学金の5分の4、②授業料の5分の4、③月額5万円を支給する。						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	57.0%	18年度	59.8%	19年度	66.3%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	●病床利用率が70%に満たない状況が続いているため、実態に合わせて許可病床数を削減する(一般病床130床から一般病床99床へ)。 ●施設の増改築計画については、今のところ予定はない。					

		団体名 (病院名)	佐渡市 (佐渡市立両津病院)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	二次保健医療圏については、佐渡島内10市町村が合併(平成16年3月)したことにより、佐渡市1市のみで医療圏を構成することになっている。 公立病院としては、旧両津市の両津病院(一般病床99床)と旧相川町の相川病院(医療型療養病床52床)の2つを経営している。 公的病院である新潟県厚生連の佐渡総合病院(一般病床418床、感染症床4床)が、佐渡の中核病院としての役割を担っており、同じく新潟県厚生連が経営する羽茂病院(一般病床45床)と真野みずほ病院(精神病床158床)がある。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	公立・公的病院のそれぞれの役割を明確化し、機能分担・連携を推進する。	
再編・ネットワーク化計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	<時期> ③平成22～23年度に検討・協議 平成24年度中に結論を予定	<内容> ①厚生連佐渡総合病院の移転新築が、平成23年11月に開院を予定。基幹病院である厚生連佐渡総合病院を急性期、両津病院を亜急性期、相川病院を含めた4病院を慢性期、診療所をかかりつけ医として医療機能分担を図ることを想定した。患者情報等の共有し連携を図り、患者の状態等により最適な医療機関を選択できるようなシステムを構築するため、地域医療再生計画の下、医療機関、行政機関及び民間の有識者等による佐渡地域医療連携推進協議会にて検討・協議する。 再編については、経営形態の見直しと併せて検討する。 ②外部有識者(佐渡市立病院運営委員会 知識経験者15名)の委員会で助言を得る。
	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入、)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> ③平成24年度中を予定	<内容> ①平成21年4月から公営企業法全部適用を実施する予定。(H21年4月実施済) 3年間、経営改善に取組む。 結果、経営改善がされなければ、独立行政法人化、指定管理者制度などあらゆる可能性を検討する。 ②外部有識者(佐渡市立病院運営委員会 知識経験者15名)の委員会で助言を得る。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	●佐渡市立病院運営委員会で、点検・評価を実施する。(H22年度に選任・委嘱) H22年11月、H23年2月に委員会を開催した。	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	●佐渡市立病院運営委員会に諮り、審議のうえ、翌年度末までに公表する。	
その他特記事項		●今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減、繰入金増額等により、別紙1の「単年度資金不足額(※)」の水準(累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(平成23年度以降)は新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。	

		団体名 (病院名)	佐渡市 (佐渡市立両津病院)
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	二次保健医療圏については、佐渡島内10市町村が合併(平成16年3月)したことにより、佐渡市1市のみで医療圏を構成することになっている。 公立病院としては、旧両津市の両津病院(一般病床130床)と旧相川町の相川病院(医療型療養病床33床、介護型療養病床25床)の2つを経営している。 公的病院である新潟県厚生連の佐渡総合病院(一般病床418床、感染症床4床)が、佐渡の中核病院としての役割を担っており、同じく新潟県厚生連が経営する羽茂病院(一般病床45床)と真野みずほ病院(精神病床158床)がある。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	検討中。	
再編・ネットワーク化計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要	<時期> ③平成23年9月を予定	<内容> ①厚生連佐渡総合病院の移転新築が、平成23年10月に開院を予定。開院までに佐渡の二次保健医療圏域のネットワークを取りまとめる。 再編については、経営形態の見直しと併せて検討する。 ②外部有識者(佐渡市立病院運営委員会 知識経験者15名)の委員会で助言を得る。
	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入、)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> ③平成24年4月を予定	<内容> ①平成21年4月から公営企業法全部適用を実施する予定。 3年間、経営改善に取組む。 結果、経営改善がされなければ、独立行政法人化、指定管理者制度などあらゆる可能性を検討する。 ②外部有識者(佐渡市立病院運営委員会 知識経験者15名)の委員会で助言を得る。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	●既存の佐渡市立病院運営委員会等に市の財政部局等職員を加え、点検・評価を実施する。	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	●毎年12月頃に行う(決算議決後の公表に合わせる)。	
その他特記事項		●今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減、繰入金増額等により、別紙1の「単年度資金不足額(※)」の水準(累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(平成23年度以降)は新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。	

公立病院改革プランの概要

団 体 名	新潟県 佐渡市						
プ ラ ン の 名 称	佐渡市立病院改革プラン						
改 定 日	平成	23年	4月	1日			
対 象 期 間	平成	21年度	～	平成	25年度		
病 院 の 現 状	病 院 名	佐渡市立相川病院					
	所 在 地	佐渡市相川広間町7					
	病 床 数	医療型療養病床52床					
	診 療 科 目	内科、外科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	相川病院は、佐渡北部地域の中核病院であり、地域の保険事業や福祉施設への影響、また地域が佐渡観光の中心であることや、超高齢化が進んでいること等を考えると療養型病院として存続させなければならないと考える。 また、当該地区の拠点病院として、救急、内科、外科外来への患者の診察と52床の入院施設で運営している。 そして、特別養護老人ホーム「大浦の里」、介護老人保健施設「相川愛広苑」等の後方病院としての役割を考慮すると、病院機能を有した医療施設が必要になり、療養型病院を維持する。						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	<ul style="list-style-type: none"> ●病院の建設改良に要する経費(繰出基準1/2、協議により上乘せ) ●病院事業債元利償還金(償還額相当分)(繰出基準2/3、基準外1/3) ●救急に要する経費(交付税措置分相当額) ●高度医療に要する経費(賃借料・保守料等相当額) ●健診活動費(当直代診医旅費相当額) ●共済組合追加費用(支出額の2/3) ●研究研修に要する経費(支出額の1/2) ●基礎年金拠出金(相当額) ●児童手当(3歳未満の3/10、3歳以上小学校卒業前の10/10) ●子ども手当(全体の支給額から3歳未満の支給額のうち月額7,000円を控除した額) ●公立病院改革プランの点検・評価・公表に要する経費分(交付税措置分) ●不採算地区病院(第2種)に要する経費(交付税措置分) 						
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度見直し数値	備考
	経常収支比率	109.4%	103.7%	91.8%	95.5%	103.2%	
	職員給与費比率	69.3%	66.4%	68.6%	59.4%	54.7%	
	病床利用率	74.9%	78.8%	65.8%	84.1%	89.8%	
	患者1人1日当たり診療収入(入院)	14,849円	14,640円	13,932円	13,228円	14,900円	
	患者1人1日当たり診療収入(外来)	9,006円	8,395円	8,910円	10,005円	9,700円	
上記目標数値設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●介護型療養病床(25床)は、医療法施行規則の一部改正に伴い平成23年度末で廃止となる。平成23年度までに52床の医療型療養病床に再編する。(H22年度委施済) ●不採算地区病院に対する繰入が合併経過措置期間終了に伴い無くなってしまいが、引き続き、経常収支100%達成を目指す。 ●任意項目については、医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく指標を選択した(経常黒字化の目標年度:達成済ですが、不採算地区病院の合併経過措置のなくなる平成21年度以降も黒字を目標とする)。(H21年度は赤字) <p>(経常黒字化の目標年度:平成23年度)</p>						

公立病院改革プランの概要

団 体 名	新潟県 佐渡市						
プ ラ ン の 名 称	佐渡市立病院改革プラン						
策 定 日	平成	21年	3月	6日			
対 象 期 間	平成	21年度	～	平成	25年度		
病 院 の 現 状	病 院 名	佐渡市立相川病院					
	所 在 地	佐渡市相川広間町7					
	病 床 数	医療型療養病床33床、介護型療養病床25床、合計58床					
	診 療 科 目	内科、外科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	相川病院は、佐渡北部地域の中核病院であり、地域の保険事業や福祉施設への影響、また地域が佐渡観光の中心であることや、超高齢化が進んでいること等を考えると療養型病院として存続させなければならないと考える。 また、当該地区の拠点病院として、救急、内科、外科外来への患者の診察と58床の入院施設で運営している。 そして、特別養護老人ホーム「大浦の里」、介護老人保健施設「相川愛広苑」等の後方病院としての役割を考慮すると、病院機能を有した医療施設が必要になり、療養型病院を維持する。						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	<ul style="list-style-type: none"> ●病院の建設改良に要する経費(建設改良費の所要額) ●病院事業債元利償還金(償還額相当分) ●救急に要する経費(特別交付税措置分相当額) ●高度医療に要する経費(賃借料相当額) ●健診活動費(当直代診医旅費相当額) ●共済組合追加費用(支出額の2/3) ●研究研修に要する経費(支出額の1/2) ●基礎年金拠出金(相当額) ●児童手当(3歳未満の3/10、3歳以上小学校卒業前の10/10) 						
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	109.4%	106.7%	92.2%	100.1%	101.3%	
	職員給与費比率	69.3%	66.7%	62.5%	55.4%	50.1%	
	病床利用率	74.9%	77.9%	89.6%	90.0%	89.8%	
	患者1人1日当たり診療収入(入院)	14,849円	15,356円	15,584円	16,166円	16,166円	
	患者1人1日当たり診療収入(外来)	9,006円	7,783円	8,965円	8,852円	8,852円	
上記目標数値設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●介護型療養病床(25床)は、医療法施行規則の一部改正に伴い平成23年度末で廃止となる。平成23年度までに52床の医療型療養病床に再編する。 ●不採算地区病院に対する繰入が合併経過措置期間終了に伴い無くなってしまいが、引き続き、経常収支100%達成を目指す。 ●任意項目については、医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく指標を選択した(経常黒字化の目標年度:達成済ですが、不採算地区病院の合併経過措置のなくなる平成21年度以降も黒字を目標とする)。 <p>(経常黒字化の目標年度:平成23年度)</p>						

(平成23年度見直し)

		団体名 (病院名)		佐渡市 (佐渡市立相川病院)			
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績	23年度 見直し数値	備考
1日平均患者数(入院)		43.4人	45.7人	34.2人	43.7人	46.7人	
1日平均患者数(外来)		118.0人	118.6人	118.9人	105.1人	110.0人	
他病院、施設等からの紹介患者 率(%)		13.8%	8.8%	8.9%	12.4%	13.8%	
経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	●医事業務の外部委託を平成20年度から平成22年度にかけて実施する。 ●給食調理業務の外部委託化を平成23年度から実施する。					
	事業規模・形態の見直し	●現状、医療型療養病床33床、介護型療養病床25床 合計58床から、介護型療養病床を平成23年度までに廃止し、医療型療養病床52床に見直す。(H22年度実施済)・・・ (H21年度:介護型療養病床6床減、H22年度介護型を医療型へ)					
	経費削減・抑制対策	●人件費を削減する。医事業務の外部委託により人件費(2名)を削減する。また、看護師不補充(3名)のまま看護体制を維持する(目標実施年度H20～H22。5,418万円経費削減)。 ●訪問看護ステーションを見直す。2.5人配置されている看護職員を病棟勤務に充てる。(H21年度実施済。43万円経費削減)。 ●材料費を見直す。薬剤仕入れと診療材料仕入れの見直しを行い、経費削減を図る(H21年度実施済。547万円経費削減)。 ●給食調理業務を外部委託にする。人件費削減を図る(目標実施年度H23。769万円経費削減)					
	収入増加・確保対策	●許可病床数を見直す。医療型療養病床52床に再編(H22年度実施済)後、全体で90%の病床利用率を目標とする(H21実績65.8%)。入院基本料単価の高い医療区分2,3の患者を70%以上を目標とする(H21実績51.5%) (目標実施年度H23。3,155万円増収)。 ●加算収益を見直す。入院患者に薬剤管理指導を行い、患者サービスの向上と医療収入の増を図る。また、褥瘡評価実施加算、褥瘡患者管理加算を実施し、褥瘡の発生予防の取組を行う(H21年度実施済。476万円増収)。 ●制度見直しによる第2種不採算地区病院の指定(42,640千円)及び救急病院に対する交付税の増額分(12,691千円)をプランに追加					
	その他	●給与減額の実施について 佐渡市では、景気の低迷から平成20年度から2年間、職員給与の3%を減額し支給した。(年間500万円程度の削減) ●看護師の確保について 佐渡市では、将来本市内において、医療技術の業務に従事しようとする者に対し、技術者奨学金貸与制度を実施し、看護師確保に努めている。奨学金の額については、①入学金の5分の4、②授業料の5分の4、③月額5万円を支給する。					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	19年度	74.9%	20年度	78.8%	21年度	65.8%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	●病床利用率(医療型療養病床33床、介護型療養病床25床、合計58床)がここ数年低下している(H19年度実績74.9%)。また、平成20年度で看護師が4名退職し、補充が困難な状況にあるため、病棟看護師数に見合った病床数に見直す。許可病床数を医療型療養病床52床へ見直す。 ●施設の増改築計画については、今のところ予定はない。					

(平成20年度策定)

		団体名 (病院名)		佐渡市 (佐渡市立相川病院)			
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
1日平均患者数(入院)		43.4人	45.2人	46.6人	46.8人	46.7人	
1日平均患者数(外来)		118.0人	123.5人	121.1人	121.1人	121.1人	
他病院、施設等からの紹介患者 率(%)		13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	13.8%	
経営効率化に係る計画	民間的経営手法の導入	●医事業務の外部委託を平成20年度から平成22年度にかけて実施する。 ●給食調理業務の外部委託化を平成23年度から実施する。					
	事業規模・形態の見直し	●現状、医療型療養病床33床、介護型療養病床25床 合計58床から、介護型療養病床を平成23年度までに廃止し、医療型療養病床52床に見直す。					
	経費削減・抑制対策	●人件費を削減する。医事業務の外部委託により人件費(3名)を削減する。また、看護師不補充(5名)のまま看護体制を維持する(目標実施年度H20～H22。5,418万円経費削減)。 ●訪問看護ステーションを見直す。2.5人配置されている看護職員を病棟勤務に充てる。(目標実施年度H21。24万円経費削減)。 ●材料費を見直す。薬剤仕入れと診療材料仕入れの見直しを行い、経費削減を図る(目標実施年度H21。547万円経費削減)。 ●給食調理業務を外部委託にする。人件費削減を図る(目標実施年度H23。769万円経費削減)					
	収入増加・確保対策	●許可病床数を見直す。医療型療養病床52床に再編後、全体で90%の病床利用率を目標とする(H19実績74.9%)。入院基本料単価の高い医療区分2,3の患者を70%以上を目標とする(H19実績55.6%) (目標実施年度H23。3,155万円増収)。 ●加算収益を見直す。入院患者に薬剤管理指導を行い、患者サービスの向上と医療収入の増を図る。また、褥瘡評価実施加算、褥瘡患者管理加算を実施し、褥瘡の発生予防の取組を行う(目標実施年度H20。757万円増収)。					
	その他	●給与減額の実施について 佐渡市では、景気の低迷から平成20年度から2年間、職員給与の3%を減額し支給している。 ●看護師の確保について 佐渡市では、将来本市内において、医療技術の業務に従事しようとする者に対し、技術者奨学金貸与制度を実施し、看護師確保に努めている。奨学金の額については、①入学金の5分の4、②授業料の5分の4、③月額5万円を支給する。					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	90.6%	18年度	80.6%	19年度	74.9%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	●病床利用率(医療型療養病床33床、介護型療養病床25床、合計58床)がここ数年低下している(H19年度実績74.9%)。また、平成20年度で看護師が4名退職し、補充が困難な状況にあるため、病棟看護師数に見合った病床数に見直す。許可病床数を医療型療養病床52床へ見直す。 ●施設の増改築計画については、今のところ予定はない。					

		団体名 (病院名)	佐渡市 (佐渡市立相川病院)	
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現状	二次保健医療圏については、佐渡島内10市町村が合併(平成16年3月)したことにより、佐渡市1市のみで医療圏を構成することになっている。 公立病院としては、旧両津市の両津病院(一般病床99床)と旧相川町の相川病院(医療型療養病床52床)の2つを経営している。 公的病院である新潟県厚生連の佐渡総合病院(一般病床418床、感染症床4床)が、佐渡の中核病院としての役割を担っており、同じく新潟県厚生連が経営する羽茂病院(一般病床45床)と真野みずほ病院(精神病床158床)がある。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	公立・公的病院のそれぞれの役割を明確化し、機能分担・連携を推進する。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> ③平成22～23年度に検討・協議 平成24年度中に結論を予定	<内容> ①厚生連佐渡総合病院の移転新築が、平成23年11月に開院を予定。基幹病院である厚生連佐渡総合病院を急性期、面津病院を亜急性期、相川病院を含めた4病院を慢性期、診療所をかかりつけ医として医療機能分担を図ることを想定した、患者情報等の共有し連携を図り、患者の状態等により最適な医療機関を選択できるようなシステムを構築するため、地域医療再生計画の下、医療機関、行政機関及び民間の有識者等による佐渡地域医療連携推進協議会にて検討・協議する。 再編については、経営形態の見直しと併せて検討する。 ②外部有識者(佐渡市立病院運営委員会 知識経験者15名)の委員会で助言を得る。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現状 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、 検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> ③平成24年度中を予定	<内容> ①平成21年4月から公営企業法全部適用を実施する予定。(H21年4月実施済) 3年間、経営改善に取組む。 結果、経営改善がされなければ、独立行政法人化、指定管理者制度などあらゆる可能性を検討する。 ②外部有識者(佐渡市立病院運営委員会 知識経験者15名)の委員会で助言を得る。	
	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	●佐渡市立病院運営委員会で、点検・評価を実施する。(H22年度に選任・委嘱) H22年11月、H23年2月に委員会を開催した。		
点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	●佐渡市立病院運営委員会に諮り、審議のうえ、翌年度末までに公表する。			
その他特記事項	●今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減、繰入金金の増額等により、別紙1の「単年度資金不足額(※)」の水準(累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(平成23年度以降)は新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。			

		団体名 (病院名)	佐渡市 (佐渡市立相川病院)	
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現状	二次保健医療圏については、佐渡島内10市町村が合併(平成16年3月)したことにより、佐渡市1市のみで医療圏を構成することになっている。 公立病院としては、旧両津市の両津病院(一般病床130床)と旧相川町の相川病院(医療型療養病床33床、介護型療養病床25床)の2つを経営している。 公的病院である新潟県厚生連の佐渡総合病院(一般病床418床、感染症床4床)が、佐渡の中核病院としての役割を担っており、同じく新潟県厚生連が経営する羽茂病院(一般病床45床)と真野みずほ病院(精神病床158床)がある。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	検討中。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> ③平成23年9月を予定	<内容> ①厚生連佐渡総合病院の移転新築が、平成23年10月に開院を予定。開院までに佐渡の二次保健医療圏のネットワークを取りまとめる。 再編については、経営形態の見直しと併せて検討する。 ②外部有識者(佐渡市立病院運営委員会 知識経験者15名)の委員会で助言を得る。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現状 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、 検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> ③平成24年4月を予定	<内容> ①平成21年4月から公営企業法全部適用を実施する予定。 3年間、経営改善に取組む。 結果、経営改善がされなければ、独立行政法人化、指定管理者制度などあらゆる可能性を検討する。 ②外部有識者(佐渡市立病院運営委員会 知識経験者15名)の委員会で助言を得る。	
	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	●既存の佐渡市立病院運営委員会等に市の財政部局等職員を加え、点検・評価を実施する。		
点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	●毎年12月頃に行う(決算議決後の公表に合わせる)。			
その他特記事項	●今後の収益の確保又は費用の削減について、計画を達成できない場合は、更なる費用の削減、繰入金金の増額等により、別紙1の「単年度資金不足額(※)」の水準(累積ベースの資金不足(別紙1の(H)の額)解消後(平成23年度以降)は新たな単年度資金不足を発生させないこと)の達成を図ることとする。			

(別紙)

団体名
(病院名)佐渡市
(病院事業合計)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(当初計画)	(見直し)	
収	1. 医業収益 a	2,031,541	2,074,249	1,997,632	2,005,477	2,107,334	2,300,166	2,254,729		
	(1) 料 金 収 入	1,890,423	1,933,692	1,856,575	1,839,723	1,943,939	2,163,096	2,092,370		
	(2) そ の 他	141,118	140,557	141,057	165,754	163,395	137,070	162,359		
	うち他会計負担金	67,600	67,600	67,600	96,376	96,376	67,600	96,376		
	2. 医業外収益	800,441	785,157	662,079	190,127	239,432	110,712	261,188		
	(1) 他会計負担金・補助金	394,953	348,480	242,790	144,559	196,639	67,515	193,752		
	(2) 国(県)補助金	7,841	8,295	7,440	11,485	8,214	454	8,295		
	(3) そ の 他	397,647	428,382	411,849	34,083	34,579	42,743	59,141		
経常収益(A)	2,831,982	2,859,406	2,659,711	2,195,604	2,346,766	2,410,878	2,515,917			
入	1. 医業費用 b	2,443,293	2,399,818	2,289,644	2,219,825	2,269,911	2,290,077	2,323,638		
	(1) 職員給与費 c	1,246,644	1,212,143	1,096,558	1,066,541	1,073,979	1,075,659	1,113,454		
	(2) 材 料 費	698,450	679,053	677,737	654,252	665,389	665,104	650,969		
	(3) 経 費	428,649	440,838	442,595	426,766	451,645	481,530	477,931		
	(4) 減価償却費	65,637	63,061	68,469	68,508	69,289	63,061	76,596		
	(5) そ の 他	3,913	4,723	4,285	3,758	9,609	4,723	4,688		
	2. 医業外費用	661,802	642,546	584,008	56,059	53,692	53,474	51,069		
	(1) 支払利息	83,557	71,856	14,232	8,859	5,777	5,630	3,837		
(2) そ の 他	578,245	570,690	569,776	47,200	47,915	47,844	47,232			
経常費用(B)	3,105,095	3,042,364	2,873,652	2,275,884	2,323,603	2,343,551	2,374,707			
経常損益(A)-(B)(C)	△ 273,113	△ 182,958	△ 213,941	△ 80,280	23,163	67,327	141,210			
特別損益	1. 特別利益(D)	246	75	255	45,294	42,045	75	40,034		
	2. 特別損失(E)	740	5,988	1,560	4,707	13,640	5,988	5,988		
	特別損益(D)-(E)(F)	△ 494	△ 5,913	△ 1,305	40,587	28,405	△ 5,913	34,046		
純 損 益 (C)+(F)	△ 273,607	△ 188,871	△ 215,246	△ 39,693	51,568	61,414	175,256			
累 積 欠 損 金 (G)	3,542,631	3,731,502	3,946,748	3,308,140	3,256,572	3,301,465	3,081,316			
不良債務	流動資産(ア)	553,273	598,840	672,273	813,889	875,129	582,749	1,062,091		
	流動負債(イ)	756,955	880,603	661,464	141,048	134,092	616,648	141,048		
	うち一時借入金	530,000	655,000	450,000	0	0	405,000	0		
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0		
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0	0		
不良債務 差引{(イ)-(エ)}-(ア)-(ウ)(オ)	203,682	281,763	△ 10,809	△ 672,841	△ 741,037	33,899	△ 921,043			
単年度資金不足額(※)	138,447	78,081	△ 292,572	△ 662,032	△ 68,196	△ 84,872	△ 199,740			
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	91.2	94.0	92.6	96.5	101.0	102.9	105.9			
不良債務比率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$	10.0	13.6	△ 0.5	△ 33.6	△ 35.2	1.5	△ 40.8			
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	83.1	86.4	87.2	90.3	92.8	100.4	97.0			
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	61.4	58.4	54.9	53.2	51.0	46.8	49.4			
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	203,682	281,763	270,891	△ 430,545	△ 538,422	196,796	△ 758,386			
地方財政法上の資金不足の割 $\frac{(H)}{(a)} \times 100$	10.0	13.6	13.6	△ 21.5	△ 25.5	8.6	△ 33.6			
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	10.0	13.6	△ 0.5	△ 33.6	△ 35.2	1.5	△ 40.8			
病 床 利 用 率	64.8	69.2	64.0	68.3	81.4	93.7	88.6			

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名
(病院名)

佐渡市
(病院事業合計)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (当初計画)	23年度 (見直し)
収 入	1. 企 業 債	0	773,500	334,700	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	229,547	256,051	289,886	278,746	238,306	107,106	129,106
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	0	0	110,000	700,000	0	0	0
	6. 国 (県) 補 助 金	0	0	4,320	2,176	47,763	0	0
	7. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
	収 入 計 (a)	229,547	1,029,551	738,906	980,922	286,069	107,106	129,106
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	49,680	36,712	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	229,547	1,029,551	738,906	931,242	249,357	107,106	129,106	
支 出	1. 建 設 改 良 費	19,109	38,521	27,099	20,552	135,555	38,000	60,400
	2. 企 業 債 償 還 金	212,134	1,000,490	323,046	252,760	207,987	109,024	109,065
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0
	支 出 計 (B)	231,243	1,039,011	350,145	273,312	343,542	147,024	169,465
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	1,696	9,460	△ 388,761	△ 657,930	94,185	39,918	40,359	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,663	9,375	0	884	44,341	39,918	40,359
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	49,680	0	0
	4. そ の 他	33	85	0	5	164	0	0
計 (D)	1,696	9,460	0	889	94,185	39,918	40,359	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	△ 388,761	△ 658,819	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	△ 388,761	△ 658,819	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (当初計画)	23年度 (見直し)
収 益 的 収 支	(72,895)	(68,581)	(47,146)	(3,645)	(3,720)	(828)	(2,383)
	462,553	416,080	310,390	280,339	332,695	135,115	330,087
資 本 的 収 支	(104,035)	(112,756)	(237,986)	(802,480)	(91,102)	(42,035)	(53,035)
	229,547	256,051	399,886	978,746	238,306	107,106	129,106
合 計	(176,930)	(181,337)	(285,132)	(806,125)	(94,822)	(42,863)	(55,418)
	692,100	672,131	710,276	1,259,085	571,001	242,221	459,193

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙)

団体名
(病院名)佐渡市
(両津病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

年度		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (当初計画)	23年度 (見直し)
区分	1. 医業収益 a	1,477,714	1,517,463	1,447,803	1,504,283	1,572,501	1,706,773	1,669,272
	(1) 料金収入	1,391,516	1,438,284	1,370,222	1,409,030	1,475,985	1,627,594	1,574,008
収	(2) その他	86,198	79,179	77,581	95,253	96,516	79,179	95,264
	うち他会計負担金	42,300	42,300	42,300	58,385	58,385	42,300	58,385
入	2. 医業外収益	532,703	553,823	496,712	107,971	162,988	65,768	185,652
	(1) 他会計負担金・補助金	136,335	125,552	86,628	72,126	127,630	30,977	126,702
入	(2) 国(県)補助金	7,841	8,295	6,554	9,753	8,214	454	8,295
	(3) その他	388,527	419,976	403,530	26,092	27,144	34,337	50,655
支	経常収益(A)	2,010,417	2,071,286	1,944,515	1,612,254	1,735,489	1,772,541	1,854,924
	1. 医業費用 b	1,742,011	1,719,961	1,617,289	1,599,960	1,645,358	1,674,667	1,696,763
出	(1) 職員給与費 c	836,010	826,108	731,202	722,651	756,155	778,306	793,312
	(2) 材料費	544,046	521,089	509,880	504,211	507,572	511,753	506,442
出	(3) 経費	310,727	322,556	324,167	320,896	324,791	334,400	340,954
	(4) 減価償却費	48,180	46,481	48,834	49,174	50,310	46,481	52,328
出	(5) その他	3,048	3,727	3,206	3,028	6,530	3,727	3,727
	2. 医業外費用	618,317	601,732	566,890	40,332	38,463	39,022	37,227
出	(1) 支払利息	52,324	43,445	9,972	5,350	3,007	3,581	1,786
	(2) その他	565,993	558,287	556,918	34,982	35,456	35,441	35,441
出	経常費用(B)	2,360,328	2,321,693	2,184,179	1,640,292	1,683,821	1,713,689	1,733,990
	経常損益(A)-(B)(C)	△ 349,911	△ 250,407	△ 239,664	△ 28,038	51,668	58,852	120,934
特別損益	1. 特別利益(D)	23			39,404	40,587		39,959
	2. 特別損失(E)	740	3,730	1,409	327	2,770	3,730	3,730
特別損益	特別損益(D)-(E)(F)	△ 717	△ 3,730	△ 1,409	39,077	37,817	△ 3,730	36,229
	純損益(C)+(F)	△ 350,628	△ 254,137	△ 241,073	11,039	89,485	55,122	157,163
不良債務	累積欠損金(G)	2,685,731	2,939,868	3,180,941	2,491,601	2,402,116	2,504,918	2,244,953
	流動資産(ア)	447,849	418,502	434,665	561,493	659,295	341,004	828,727
不良債務	流動負債(イ)	736,074	859,098	629,205	111,977	107,451	595,143	111,977
	うち一時借入金	530,000	655,000	450,000	0	0	405,000	0
不良債務	翌年度繰越財源(ウ)							
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)							
不良債務	不良債務差引 {(イ)-(エ)}-(ア)-(ウ)(オ)	288,225	440,596	194,540	△ 449,516	△ 551,844	254,139	△ 716,750
	単年度資金不足額(※)	233,244	152,371	△ 246,056	△ 644,056	△ 102,328	△ 62,000	△ 157,679
不良債務	経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	85.2	89.2	89.0	98.3	103.1	103.4	107.0
	不良債務比率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$	19.5	29.0	13.4	△ 29.9	△ 35.1	14.9	△ 42.9
不良債務	医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	84.8	88.2	89.5	94.0	95.6	101.9	98.4
	職員給与対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	56.6	54.4	50.5	48.0	48.1	45.6	47.5
不良債務	地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)	288,225	440,596	476,240	△ 207,220	△ 349,229	417,036	△ 554,093
	地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(a)} \times 100$	19.5	29.0	32.9	△ 13.8	△ 22.2	24.4	△ 33.2
不良債務	地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	19.5	29.0	13.4	△ 29.9	△ 35.1	14.9	△ 42.9
	病床利用率	59.8	66.3	57.3	69.6	76.4	96.0	88.0

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=(「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=(「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名
(病院名)

佐渡市
(両津病院)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (当初計画)	23年度 (見直し)	
収 入	1. 企 業 債		404,300	334,700					
	2. 他 会 計 出 資 金	186,910	200,458	223,512	166,822	136,772	22,572	62,572	
	3. 他 会 計 負 担 金								
	4. 他 会 計 借 入 金								
	5. 他 会 計 補 助 金			110,000	700,000				
	6. 国 (県) 補 助 金			2,160	1,677	46,194			
	7. そ の 他								
	収入計 (a)	186,910	604,758	670,372	868,499	182,966	22,572	62,572	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)								
	前年度許可債で当年度借入分 (c)								
純計(a)-(b)+(c) (A)	186,910	604,758	670,372	868,499	182,966	22,572	62,572		
支 出	1. 建 設 改 良 費	15,000	16,089	20,418	18,454	76,427	15,000	55,100	
	2. 企 業 債 償 還 金	173,606	589,945	261,512	191,226	146,453	47,490	47,531	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金								
	4. そ の 他								
支出計 (B)	188,606	606,034	281,930	209,680	222,880	62,490	102,631		
差引不足額 (B)-(A) (C)	1,696	1,276	△ 388,442	△ 658,819	39,914	39,918	40,059		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,663	1,257			39,914	39,918	40,059	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額								
	3. 繰 越 工 事 資 金								
	4. そ の 他	33	19						
計 (D)	1,696	1,276	0	0	39,914	39,918	40,059		
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	△ 388,442	△ 658,819	0	0	0		
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)									
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	△ 388,442	△ 658,819	0	0	0		

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (当初計画)	23年度 (見直し)
収 益 的 収 支	(61,811) 178,635	(58,451) 167,852	(45,123) 128,928	(1,822) 169,915	(2,296) 225,695	(145) 73,277	(1,699) 225,046
資 本 的 収 支	(89,137) 186,910	(95,905) 200,458	(214,895) 333,512	(757,218) 866,822	(50,591) 136,772	(10,024) 22,572	(30,024) 62,572
合 計	(150,948) 365,545	(154,356) 368,310	(260,018) 462,440	(759,040) 1,036,737	(52,887) 362,467	(10,169) 95,849	(31,723) 287,618

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙)

団体名
(病院名)佐渡市
(相川病院)

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

年度		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (当初計画)	23年度 (見直し)
区分	収							
	1. 医業収益 a	553,827	556,786	549,829	501,194	534,833	593,393	585,457
	(1) 料金収入	498,907	495,408	486,353	430,693	467,954	535,502	518,362
	(2) その他	54,920	61,378	63,476	70,501	66,879	57,891	67,095
	うち他会計負担金	25,300	25,300	25,300	37,991	37,991	25,300	37,991
	2. 医業外収益	267,738	231,334	165,367	82,156	76,444	44,944	75,536
	(1) 他会計負担金・補助金	258,618	222,928	156,162	72,433	69,009	36,538	67,050
	(2) 国(県)補助金	0	0	886	1,732	0	0	0
	(3) その他	9,120	8,406	8,319	7,991	7,435	8,406	8,486
	経常収益(A)	821,565	788,120	715,196	583,350	611,277	638,337	660,993
入	支							
	1. 医業費用 b	701,282	679,857	672,355	619,865	624,553	615,410	626,875
	(1) 職員給与費 c	410,634	386,035	365,356	343,890	317,824	297,353	320,142
	(2) 材料費	154,404	157,964	167,857	150,041	157,817	153,351	144,527
	(3) 経費	117,922	118,282	118,428	105,870	126,854	147,130	136,977
	(4) 減価償却費	17,457	16,580	19,635	19,334	18,979	16,580	24,268
	(5) その他	865	996	1,079	730	3,079	996	961
	2. 医業外費用	43,485	40,814	17,118	15,727	15,229	14,452	13,842
	(1) 支払利息	31,233	28,411	4,260	3,509	2,770	2,049	2,051
	(2) その他	12,252	12,403	12,858	12,218	12,459	12,403	11,791
	経常費用(B)	744,767	720,671	689,473	635,592	639,782	629,862	640,717
	経常損益(A)-(B)(C)	76,798	67,449	25,723	52,242	28,505	8,475	20,276
特別損益	1. 特別利益(D)	223	75	255	5,890	1,458	75	75
	2. 特別損失(E)		2,258	151	4,380	10,870	2,258	2,258
	特別損益(D)-(E)(F)	223	2,183	104	1,510	9,412	2,183	2,183
	純損益(C)+(F)	77,021	65,266	25,827	50,732	37,917	6,292	18,093
	累積欠損金(G)	856,900	791,634	765,807	816,539	854,456	796,547	836,363
不良債務	流動資産(A)	105,424	180,338	237,608	252,396	215,834	241,745	233,364
	流動負債(I)	20,881	21,505	32,259	29,071	26,641	21,505	29,071
	うち一時借入金							
	翌年度繰越財源(U)							
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(I)							
差引不良債務(オ)	84,543	158,833	205,349	223,325	189,193	220,240	204,293	
	単年度資金不足額()	94,797	74,290	46,516	17,976	34,132	22,872	42,061
	経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	110.3	109.4	103.7	91.8	95.5	101.3	103.2
	不良債務比率 $\frac{(オ)}{(A)} \times 100$	15.3	28.5	37.3	44.6	35.4	37.1	34.9
	医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	79.0	81.9	81.8	80.9	85.6	96.4	93.4
	職員給与対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	74.1	69.3	66.4	68.6	59.4	50.1	54.7
	地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	84,543	158,833	205,349	223,325	189,193	220,240	204,293
	地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(A)} \times 100$	15.3	28.5	37.3	44.6	35.4	37.1	34.9
	地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	15.3	28.5	37.3	44.6	35.4	37.1	34.9
	病床利用率	80.6	74.9	78.8	65.8	84.1	89.8	89.8

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名
(病院名)

佐渡市
(相川病院)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (当初計画)	23年度 (見直し)
収 入	1. 企 業 債		369,200					
	2. 他 会 計 出 資 金	42,637	55,593	66,374	111,924	101,534	84,534	66,534
	3. 他 会 計 負 担 金							
	4. 他 会 計 借 入 金							
	5. 他 会 計 補 助 金							
	6. 国 (県) 補 助 金			2,160	499	1,569		
	7. そ の 他							
	収 入 計 (a)	42,637	424,793	68,534	112,423	103,103	84,534	66,534
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)				49,680	36,712		
	前年度許可債で当年度借入分 (c)							
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	42,637	424,793	68,534	62,743	66,391	84,534	66,534	
支 出	1. 建 設 改 良 費	4,109	22,432	6,681	2,098	59,128	23,000	5,300
	2. 企 業 債 償 還 金	38,528	410,545	61,534	61,534	61,534	61,534	61,534
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金							
	4. そ の 他							
支 出 計 (B)	42,637	432,977	68,215	63,632	120,662	84,534	66,834	
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)	0	8,184	319	889	54,271	0	300	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		8,118		884	4,427		300
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額							
	3. 繰 越 工 事 資 金					49,680		
	4. そ の 他		66		5	164		
計 (D)	0	8,184	0	889	54,271	0	300	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	319	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E) - (F)	0	0	319	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度 (実績)	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (当初計画)	23年度 (見直し)
収 益 的 収 支	(11,084) 283,918	(10,130) 248,228	(2,023) 181,462	(1,823) 110,424	(1,424) 107,000	(683) 61,838	(684) 105,041
資 本 的 収 支	(14,898) 42,637	(16,851) 55,593	(23,091) 66,374	(45,262) 111,924	(40,511) 101,534	(32,011) 84,534	(23,011) 66,534
合 計	(25,982) 326,555	(26,981) 303,821	(25,114) 247,836	(47,085) 222,348	(41,935) 208,534	(32,694) 146,372	(23,695) 171,575

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。